

家族認識のためのリアリティ

—— フィンランドの国際養子縁組家族の母親の事例から考える ——

片岡佳美*

How Do We Recognize Our Family as a Family? :
A Case Study of a Finnish Mother after International Adoption

Yoshimi KATAOKA

キーワード：家族認識，家族ライフスタイル，共同選択，解釈，国際養子縁組

1. はじめに

家族とは何か。今日、従来の家族研究あるいは家族政策で基礎に置かれてきた家族モデル、すなわち「核家族」というモデルが通用しないケースが顕著になってきている。牟田和恵が述べるように、一对の異性愛カップルとその二人から生まれた子どもで成立する「核家族」は、いろいろある家族の中の一つにすぎない。数多くの近代家族論が示しているように、そもそも家族とは社会状況などの影響も受けてつねに変動していくものである。にもかかわらず、われわれは「家族＝対の性愛と血縁で閉じた核家族」という暗黙の了解から、これまで自由でなかった（牟田 2009）。それほど、「核家族」は安定した規範であった。

今日の家族研究においては、牟田のように、「家族とは何か」という問いに対して、どの家族にも通用する普遍的な定義はあり得ない、ということが強調されている。個々人が体験・実感している家族はさまざま、ということ

があらためて認識されているのである。とはいえ、一般化できる定義づけが存在しないからといって、「家族はさまざま」と主張するだけでは、家族研究者は何を研究しているのか、何の一般理論を打ち立てようとしているのか分からなくなる、という批判的な指摘もあるだろう。

そうした点をふまえると、現代の家族研究において重要な課題は、今、人びとが、何をもってどのように「私とあの人（たち）は家族だ」と認識しているのか、また、どのようにして互いに「私たちは家族だ」と認識し合っ「家族」という集団を形成しているのか、といった点について明らかにすることだと言えるだろう。人びとのファミリー・アイデンティティについて分析した上野千鶴子が指摘するように、「人びとが何を家族と呼ぶか」、その仕方を示すことができれば、家族についての、規範意識や価値・文化などについて議論することができる（上野 2009）。今日、「核家族」モデルが相対化されてきているなら、

* 島根大学法文学部社会文化学科

人びとはどうやって家族を認識しているのか。この点が、とりわけ社会学的な家族研究において論じられなければならない。また、D. チールが自著の家族社会学のテキストで述べているように、「だれとだれが家族成員か」「自分はその家族の内側にいるのか、いないのか」といった家族認識は、多くの人びとにとって非常に重要な問題であるならば、それは、社会学的にも重要な問題なのである (Cheal 2002=2006)。

本稿では、このような問題意識から、筆者がフィンランドで面談した、ある国際養子縁組家族の母親の語りをもとに、「人びとが何を家族と呼ぶか」について考えてみたい。国際養子縁組をしている人びとが自分たちを家族として定義づけるためには、血縁関係ではなく、別の要素を強調する必要がある。では、何が強調されるのか。その点を追求することにより、「核家族」の次の時代の家族論をどう展開していくかについて考えることがねらいである。

2. これまでの議論

2-1 「核家族」という家族モデルの危機

夫婦（結婚によって結合関係を生涯安定させる異性愛カップル）と、その夫婦の子どもからなる核家族は、産業社会に最も適合的だと見なされてきた。T. パーソンズが提示した「高度に専門分化した、孤立した核家族」は、定位家族など親族から独立して自由になった生殖家族が核家族としてユニットとなり、成人成員である夫と妻が役割分担しながら、勤労者の情緒的安定（成人のパーソナリティの安定）と次世代の労働力の再生産（子どもの社会化）といった機能に専従することにより、産業社会、およびそのなかで生活する家族が、安定的に維持されることを述べたものである

(Parsons 1949, Parsons & Bales 1956=2001)。

パーソンズはアメリカの家族について論じたのであるが、かれが示した「夫婦とその子どもからなる、孤立した核家族」という家族モデルの浸透は、U. ベックらが述べるように、西洋社会の初期近代、すなわち「第一の近代」（1970 年大半ばくらいまでの約 1 世紀半に相当）を特徴づける現象であった。第一の近代においては、「核家族」は規範として安定し、これに従わない家族は「逸脱」と見なされた (Beck & Beck-Gernsheim 2004)。

やがて、非西洋社会である日本でも、先進国の仲間入りを果たした高度経済成長期に、「核家族」モデルが定着した (落合 2004)。もちろん、日本と欧米社会の間には、伝統的な家族がどのようなものかという点や、福祉制度や宗教文化などの点でも、大きな違いが存在する。したがって、「核家族」モデルの浸透の過程やコンテクストは、非常に異なっている。しかし、日本も欧米も共通して、「核家族」は社会の再生産を安定的に行なううえで機能していたのであった。その点で、日本も欧米並みの第一の近代を経験したと言えるだろう。

ところが、アメリカでは、日本が「核家族」モデルの普及を経験している 1960 年代から、この「核家族」の安定に異変が生じた。D. ポペノが述べるように、離婚率の上昇、出生率の低下といった傾向はそれまでも認められていたが、60 年代初めから急に加速した。小さな子どものいる母親が家庭外で就労することについても（つまり、母親が、孤立した核家族での役割に専念しなくても）、この頃から多くの人びとにとって「逸脱」ではなくなっていく。また、ひとり親と子どもからなる世帯、ステップ・ファミリー、結婚していない同棲

カップルなども存在感を増していった。ポペノは、この動きを核家族の「衰退」だと主張した。子どもの社会化を通して産業社会を支えた核家族は、子どもにとっては、自身をケアしてくれる人を安定的に確保する機能も持っていた。ポペノは、60年代以降の家族の変化は、子どものための核家族が衰退する過程と見たのである（Popenoe 1993）。

しかし、他方でそれは、家族の中の成人男女（夫と妻）の自律化とも見なせるものであった。つまり、大人に関して言えば、産業社会の都合に合わせて核家族を形成していた個人から、自らの置かれた状況や資源や価値観など、個人的な理由で家族を選択する個人への変化が起こってきているとも言える（Cherlin 2004）。こうして、従来の「核家族」を仮定した家族論が見直され、自律した個人の主体的な選択行為の結果としての家族に注目した家族論が提唱されるようになった（たとえば、Settles 1999 など）。

このような動きは、アメリカだけに限られたものではなかった。西欧の先進諸国の社会においても、やはり同じような頃に、家族は個人が選択するものに变化していった。たとえばフィンランドでも、1960年代の急速な都市化を経て1970年代から、結婚していない同棲カップル、婚外子などが増加し、それらが「逸脱」として見なされなくなるにつれ、「家族＝結婚によって結ばれた男女とその子どもからなる核家族」という前提が崩れていった（高橋 2001）。

こうして欧米社会では、「核家族」という家族規範は相対化され、人びとに対する拘束力を徐々に失っていった。近代化が進むにつれ「核家族」が浸透したのであるが、さらに近代化が進むと今度は「核家族」が危機に晒される。すなわち、近代の重要な価値である自由

が「孤立（自律）した核家族」をつくったのであるが（たとえば、結婚や家族生活における親族集団からの自由、就職などの社会移動の自由など）、その「核家族」の内部には、依存や権威といった、自由とは矛盾する要素が含まれていたのであった。典型的な例としては、子どもが親に依存しなければならないこと、そのため親は子どもにとって絶対的な力を持っていることが挙げられる。さらにより徹底した自由の追求が進めば、こうした依存や権威も崩れ、当然「核家族」は不安定になっていく（Beck 1998）。このような現象を、ベックらは、「第二の近代」における「家族の個人化」と見なす。それは、家族が、もはや安定のための制度ではなくなり、（個人の選択に伴う自己責任という）リスクのための制度となっていくことである（Beck & Beck-Gernsheim 2001, 2004）。

日本でも、1990年前後くらいになると、女性の職場進出や非婚化、少子化などの傾向が顕在化し、個人（成人）の自律化とそれがもたらす家族の多様化が強調されるようになった。そして、家族は個人の主体的選択に基づくライフスタイルである、という立場での家族論も展開された（野々山 2007）。こうして、日本も、第二の近代を経験しつつあると見なされていく。確かに、日本では、たとえば同棲カップルあるいは事実婚というライフスタイルが欧米社会並みに「当たり前」になってきているとはいいがたい（『平成16年版少子化社会白書』では、子どものうち婚外子の比率は日本では2003年で1.93%だが、アメリカは2002年で33.96%、フィンランドは2003年で40.00%、フランスは2002年で44.30%、などと報告されている（内閣府 2004））。しかしそれでも、「核家族」の不安定化と家族の多様化が人びとに実感されるようになっている。

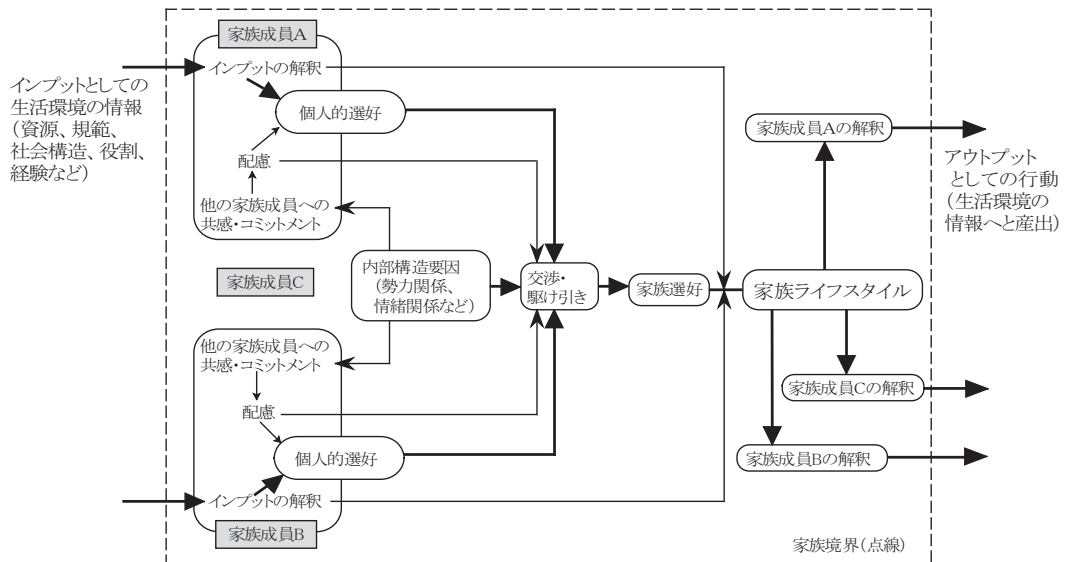


図1 家族ライフスタイルの共同選択の過程（春日井・片岡 2001：305）

いまや家族は個人の視点を重視せずには論じられない、という声は、欧米だけでなく日本でも大きくなっている。ベックらが言うように、第二の近代に移行し、家族を研究する者は、意識して当事者の声を聞き、かれらが自分たちの家族を定義する方法を信用しなくてはならない。家族はますます主観的なものになってきている（Beck & Beck-Gernsheim 2004）。

2-2 合意制家族

従来の「核家族」モデルは相対化され不安定になり、家族は、個人それぞれが自分で判断し責任をもって選択しなければならないものになってきている。重要なのは、「選択の自由」は運命や義務になっている、つまり制度化されている、という点である。それが、第二の近代の、家族が置かれた状況である。

では、人びとはどのように家族を選択しているのか。家族を個人の主体的選択に基づくライフスタイルとして捉える家族ライフスタ

イル論的アプローチでは、個々の家族成員の生活選好を基に、家族成員たちが共同選択する過程に焦点を当てる（野々山 2007）。すなわち、個人の選択とはいえ、その家族ライフスタイルが実現するには、積極的であれ消極的であれ、他の家族成員の合意が必要である。そのため、共同選択過程を経ることになると論じられる。

筆者らは以前、この家族ライフスタイル論の立場から、この共同選択過程を図示した（春日井・片岡 2001）。それが図1である。この図では、家族成員AおよびBがいる。それぞれは、自らの個人的な選好に基づく家族ライフスタイルの形成への合意獲得に向けて互いに交渉や駆け引きを行なう。この相互作用において家族成員A・B間の勢力関係や情緒関係などの内部構造要因、および相手方に対する配慮が作用し、「われわれ家族としての選好（家族選好）」に到達する。そしてその家族選好は、生活環境情報についての双方の解釈を反映しながら、特定の家族ライフスタイルを形

づくる。その家族ライフスタイルは、それぞれの家族成員の解釈に基づき「行動」という目に見えるかたちで表出される。

ところで、図中の家族成員Cは、たとえば乳幼児など、他の家族成員と対等な立場から交渉に臨むことが難しく、それゆえ、その意思が家族ライフスタイルに反映されにくい立場にある者である。家族成員A・Bが民主的な共同選択を志向するなら、それぞれ個人的選好の決定のさいに、より弱い立場にある家族成員Cへの共感やコミットメントから生じる配慮という要素を投入することが必要となる。家族ライフスタイルが家族成員Cにとって（主体的選択とは反対の）強制や義務にならないための工夫である。

このように、家族成員間の家族ライフスタイルの共同選択過程では、個々の家族成員は、他の家族成員たちに配慮しながら自分自身が選好する家族の実現を追求する。つまり、共同選択過程とは合意形成に向けた交渉の過程である。そうした合意形成の過程を経て、個々の家族成員は、家族ライフスタイルを主体的に選択している。野々山は、こうして形成される現代家族を、「合意制家族」と呼んでいる（野々山 2007）。

ところで、ベックは、第二の近代における家族について、家族成員間の交渉が基礎になる点を強調する一方で、交渉の成立方法自体が十分に発達していないことにも注目する。つまり、家族成員たちが合意に到達するための方法を熟知していない、というのである。たとえば、今日、欧米社会では、家族ライフスタイルの選択過程における子どもの意思決定権が強調されるようになってきている。そこで、国家が家族に介入し情報を強制的に提供させ、「透明な家族」をつくるよう働きかけるような動きが生じてきているという。また、

家族成員間でも、相手のしたいように任せることで交渉での葛藤を回避するという手段がとられることも少なくないともいう（Beck 1998）。主体的選択に基づく家族の強調は、逆説的に国家からの干渉を招いたり、寛容と裏腹の無関心や「お任せ主義」を生じたりするということである。

2-3 解釈行為の産物としての家族

しかし、こうした合意形成の困難さにもかかわらず、第二の近代と呼ばれる今日、人びとにとって家族は、家族成員間の合意形成（共同選択）に基づくものとして捉えられているのではないか。

筆者は、島根県の中山間地域での量的調査のデータに基づき、夫婦で生きがいを共有しているという男女について分析した。生きがい「私らしい生き方＝ライフスタイル」を意味することから、「夫婦で共有された生きがい」とは夫婦間の合意形成を経て共同選択された家族（夫婦）ライフスタイルであると捉え、それがどのように形成されるのかについて調べた。その結果、とくに高年層で、夫婦間での合意の成立（家族選好）を可能にするために、個人は、自分自身の選好を具体的に明らかにしないことで、パートナーの選好と自分自身の選好の一致を認められやすくするという傾向が見られた。さらに、そのような企図や戦略によって合意形成されることでできた家族ライフスタイル（ここでは、「夫婦で共有された生きがい」）であっても、個人は、妥協ではなく自分が主体的に選択したものである、と認識していることも伺えた。つまり、現在の家族生活に対して、「これは他の家族成員との合意形成を経てできた家族ライフスタイルである。そして、自分はこの家族ライフスタイルを選びたいと思っていた（選好して

いた)のだった」という説明を行ないやすいように工夫していることが示唆されたのである(片岡2012)。これは、先述の図1で示した流れを反対方向に遡るような状況である。個人は、家族成員間の合意を確認してから、自分自身の選好を確認し、現在の家族生活を自分たちが主体的に選択した家族ライフスタイルだと解釈する。そのようなことが言える可能性が示されたのである。

こうしたことをふまえると、第二の近代の人びとにとって、家族とは、「合意形成(共同選択)のための交渉によって生まれるもの」というよりは、「合意形成(共同選択)して生まれた、ということを確認することによって生まれるもの」と言うべきかもしれない。その意味で、家族とは、解釈という行為によって生み出されている、とも考えられる。

この点で、J. グブリアムとJ. ホルスタインの議論は参考になる。かれらによれば、人びとが「家族」と呼んでいるものは、「家族的なもの(the familial)」に対して人びとが意味を与えた結果として表れるもの、つまり解釈行為の産物である(Gubrium & Holstein 1990=1997)。

解釈という概念は、目の前の状況に対し「後付け」の説明をして納得したり、意味づけたり、ときに捏造したりすることも含意する。家族が解釈によって生み出されるのであれば、合意形成して成立した家族ライフスタイルとは、各家族成員のそれぞれの解釈(後付けの説明、意味づけ、あるいは捏造)の産物である。もちろん、当事者および他の人びとにとってそのように解釈できるためのリアリティーを備えることは重要である。もっともらしさの要素がなければ、解釈が不安定になるおそれがある。

この点に関連して、H. ガーフィнкелの性

転換希望者についての研究(エスノメソドロジー)にもふれておきたい。ガーフィнкелがこの研究で示したのは、男性や女性といった性別は、性器によって確認されるものでも、また、その人の生き方によって確認されるものでないということである。実際、われわれはだれかの性別をそこまで調べて判断していない。ある時点で示された外見だけしか見ていない。しかし、いったんそれがその人の生活や性器と一貫していると捉えられたら、われわれはその人を男性または女性と見なす。そしてそれをその都度繰り返すことによって、その人は男性または女性になり続けられる(Garfinkel 1967=1987)。

家族の場合も、ガーフィнкелが性別に関して示したようなものと捉えられるだろう。先述の筆者の調査研究では、図1に示したような、家族ライフスタイルの共同選択過程(合意形成過程)こそ、その「もっともらしさ、リアリティー」に該当すると言える可能性が示唆された。つまり、人びとにとっての家族は、共同で家族ライフスタイルを選択している、というリアリティーに支えられていると考えられる。そうやって人びとにとっての家族は、家族であり続けているのである。

3. あるフィンランド人女性の事例

ここからは、筆者が2011年と2012年に面接して話を聞いたフィンランド人女性Aさんの事例から、解釈行為の産物としての家族について考えてみたい。家族ライフスタイルの共同選択というリアリティーが個人にとっての家族を支えていることを示すことがねらいである。

Aさんは、フィンランドで家族とともに暮らしている。年齢は40代後半で、10カ月だけ若い夫と結婚して25年以上になる。夫婦には自

分たちの間に生まれた子どもが3人おり、うち2人は20歳以上で定住家族から自立している。残りの1人は10代後半で、夫婦と共に暮らしている。夫婦には、これらの子どもに加え、2人の養子（ともに女性）がいる。1人は14歳（2011年時点）で、もう1人は8歳（2011年時点）で、ともに0歳から養子として一緒に暮らしている。2人は中国から迎えた国際養子である。

フィンランドでは、1970年代から国際養子縁組が始まり、そのケースは徐々に増え、1990年代後半以降、年間200～300件になったこともあった（フィンランドは、1997年にハーグ国際養子縁組条約に批准している）。最近は少し減少傾向にあり、2009年は187件となっている（Ministry of Social Affairs and Health, 2010）。フィンランドは、世界的に見て国際養子の受け入れ上位国というわけではないが、統計データを見ると、日本に比べて国際養子縁組のケースは多いことが伺える。国連の調べでは（データに約10年の隔りがあるが）、5歳未満の子どもを外国から養子に迎えたというケースは、日本（1995年）では人口10万人に対して19.3という値であるが、フィンランド（2004年）は105.9となっている（United Nations 2009）。

フィンランドでは、国際養子縁組は、国内養子縁組よりも早く実現するという理由で選択されていることが多い（Save the Children Finland 2007）。国際養子を希望したAさんの場合、子どもを紹介してもらうまで5～6か月しかかからず、国内養子の場合ならもっと時間がかかっただろう、と言っていた。筆者がフィンランドで面談した、別の国際養子縁組の家族も、国内養子は時間がかかりすぎるから国際養子を選んだ、と言っていた。Aさんの話では、近年フィンランドではシングル・マ

ザーの生活への支援体制も整ってきており、養親を必要とする子どもが少なく、国内養子縁組は成立しにくい、ということである。ただ、Aさんは、今では中国でも国内養子の需要が高まり、国際養子を迎えようとしても4年以上は待たないといけないうだろう、とも言っていた。

1人目の養子を中国から迎えた後、Aさんたち夫婦は、やはり国際養子を選んだ。初めAさんは、2人目の養子を、今度はインドやフィリピンなど違う国から迎えるのもいいと考えた。しかし、夫の意見は、1人目の養子の出身国と同じにするのがいいというものだった。夫は、二人の養子が同様なバックグラウンドを持っているのがいいと考えていた。これは、各国の養子斡旋に関する制度的な違いに由来する懸念であった。たとえば、一方が生物学的な親や出身国の情報を多く入手できるのに、もう一方がそういう情報が公開されないというような差異が生じてしまうことが心配されていた。Aさんは夫の考えに納得し賛成した。

Aさんたち夫婦は、国際養子を迎えて家族をつくることを選択している。しかし、どの子どもを養子にするかは、Aさんたち夫婦に決定権はなかった。Aさんたち夫婦が送った書類から中国の養子縁組斡旋機関がマッチングを判断し、今の養子が決まった。

養子縁組をしようと思った理由について、Aさんは次のように語っている。

「私たちは、大きな家族（big family）がほしかったのです。私たちは、子どもたちが私たちと生物学的に繋がっていることが重要だとは思っていないのです。私たちにはすでに生物学的に繋がりのある3人の子どもたちがいます。だから、もう2人が違った方法で繋がっているのは問題ないのです。そういうわけで、私たちは2人の子どもを養子に迎えました。」

(2011 年のインタビュー)

これについては、夫も同意見だったと述べている。そして、

「フィンランドには、生物学的な繋がりのある子どもを持っていながら養子縁組する家族は結構いると思います。そのうちいくつかの家族は、私たちのように妊娠に関して問題のない家族です。しかし、いくつかの家族は、たとえば、1 人の子どもを出産したけれど 2 人目以降を出産できなくて、養子を考えるようになる家族です。」(2011 年のインタビュー)と述べる。

養子縁組をして大家族を実現したことについて聞いたところ、次のように答えた。

「ええ、ときどきは疲れます。けれども…、私は子どもにとって家族のなかで一緒に成長するということもよいことだと思うのです。もちろん、多くの苦労があります。私は、もしすでに生物学的な繋がりのある子どものいる家族が養子縁組したいという場合、かれらは養子を世話するために時間と強さを持たなければならないと思っています。なぜなら、養子は、生物学的な繋がりのある子どもとは同じではありませんから。いろんな問題があるのです。(中略) だから、本当に、かれらを世話するため、エネルギーと時間を持っていなければなりません。」(2011 年のインタビュー)

A さんの二人の養子はともに、生物学的な親についてまったく知らない。養親である A さんも何も知らないので、養子が生物学的な親について尋ねてきたときには、「分からないけど、鏡を見たら、あなたのお父さん、お母さんについて何か分かるでしょう」と答えたという (2011 年のインタビュー)。しかし、つい最近のエピソードとして、背が高くなってきた養子が「私はもっと伸びるでしょうね、

だってお母さんも背が高いから」と言ったという笑い話を語った。A さんは、「私は言いました、『あなたは私たちには似ないわ。あなたは、中国に生物学的な親がいるのだから。あなたは、かれらに似るのよ。私たちがあなたにあげられるのは、食べ物や愛情といった、育つのに必要なものすべて。あなたの成長を導いているのは、遺伝子ではないから』って。」(2011 年のインタビュー)と言った。

A さんは、養子に対して、自分が生物学的な親ではないということを明確に述べている。もっとも、肌や髪の色など、外見が大きく異なるため、生物学的関係の欠如は最初から明らかである。そのような事実も、養親・養子の間でのオープンなやりとりに影響しているのだろう。養子も、成長するにつれて、養子縁組について冷静・客観的に意見を述べるようになっていくという。

「昨年の春、14 歳の娘が言ったのです、親が子どもを放棄することについて納得できる理由と納得できない理由がある、と。彼女は、もし親が病気や貧困であるならそれは納得できると言いました。けれども、子どもが女の子だから放棄する…中国ではありうるのですが…というのであれば、それは納得できないと言いました。彼女はもう 14 歳で、世界についてもいろいろなことが分かってきているのです。」(2011 年のインタビュー)

「私は、それ (養子が自分の状況について考えること) はいいことだと思っています。それは彼女の人生にとっていいことです。彼女は自分のアイデンティティ、自分というものを築かないといけませんから。彼女はたくさんのいろんなピースでパズルをしながら、一人の統一した人間になっていかないとはいけません。やらないといけないことなのです。もちろん、ちょっとは辛いこともあるでしょう。

でも、これが人生です。どの人も、自分自身の物語を持っているものです。」(2011年のインタビュー)

「自己」の確立は、だれにとっても課題となることだが、養子の場合にはより困難な問題がある。同様に、養子にとって「家族」の確立も大きな課題である。Aさんは、それについても理解しつつ、養子の成長を見守っている。

「この夏休みに、私たち家族はギリシャに行きました。ヘルシンキ・ヴァンター国際空港で、私たちはセキュリティ・コントロールでバックパックの検査を受けました。バッグの中に空っぽのボトルが入っていたので、それについてセキュリティ・コントロールの人から質問を受けました。(養子の)娘もそこにいたのですが、彼女にそのセキュリティ・コントロールの人は、英語で話しかけたのです。彼女はティーン・エイジャーになっていますから、そのとき感じたはずです。みんなは自分をフィンランドの人でないと思っている、自分は外国人だと思われている…。私はフィンランド語で言いました、『ええ、それは私たちのバッグです』と。(中略)だれも、ぱっと見て、私が彼女の母親だとは分からない。外見が全然違いますからね。国際養子の家族は、こういうことを生活の中で日々経験しなくてはならないのです。見た目で、本当に違ったように扱われるものなのです。」(2011年のインタビュー)

家族の外部の人たちの目は、家族認識に対して大きな影響を与えらると思われる。これについてAさんは、次のような話をした。

「私たちが1997年に初めて養子を迎えたとき、近所の人は、とても興味津々でした。珍しいですから。だから、どんな顔の子だろう、と赤ん坊を見に来たがりました。けれども、近所のある女性は、よほど親しい友人にしか

赤ん坊を見せていないのでしょう、と聞いてきました。私は、娘は珍しい土産物とかそういうものではないので、いつでも見に来てもらっていいですよ、と言っておきました。(中略)今は大都市では国際養子はふつうのことようになってきていますが、地方に行くと、私たちはいつでも人びとに見られます。白人の両親に中国人の二人娘、なんという組み合わせだ、なんて言われているのではないのでしょうか。それに、私たちにほかにも子どもがいると知られると、なんで白人の子どもと中国人の子どもがいるのか、とか…。」(2011年のインタビュー)

しかし、周囲の他者の視線は、さほど深刻に受け止められていないようだ。

「日本などでは、フィンランドに比べてコミュニティを重視するのでしょうか…。私たちは、核家族の考え、つまり、自分たちの家庭で自分たちの生活を送るという、とてもプライベートな生活という考えを持っています。だから、コミュニティの人たちが自分をどう考えているかなんて大して重要ではないのです。(中略)ここでは、人びとは個人の権利を重視します。」(2011年のインタビュー)

今、Aさんは、自分たちの家族に満足している。

「上から2番目の息子、彼は昨日誕生日で25歳になって、子どもがもうすぐ生まれるのですが、彼が15歳の(養子の)娘と話をしていました。私は、かれらが語り合っているのをほほえましく聞いていました。かれらはふざけあっていました。すごくノーマルで自然でした。妹と兄。たとえば、生物学的な繋がりはありません。私は幸せを感じていました。私は成功した…。私たちは全体としての家族(whole family)をつくりだすことに成功したのだ、と。養子であろうと生物学的な繋がりのある

子であろうと私たちは家族なのです。どの子どもも平等なのです。このことが私を幸せにさせるのです。」(2012年のインタビュー)

養子縁組家族になってさまざまな経験を経て、家族について、今Aさんは次のように捉えている。

「家族とは…私は、家族にはよく機能している家族と機能していない家族があると思います。機能している家族が安全な天国のようなものであるなら、それはあなたがあなたのままでいられ、受け入れられるような場所でしょう。あなたは役を演じなくてもいい。また、家族の人たちは、あなたが持っているものと同じ歴史を持っています。だから、あなたが過去に起こったことがらについて話をすると、家族の人たちはあなたと同じ記憶を呼び起こします。家族の人たちは同じような習慣を持っています。だから、あなたは自分たちの料理の仕方やお皿の洗い方を家族の中で説明する必要はありません。習慣ややり方を共有しているからです。そして、家族は安全な天国です。そこには安心があります。もちろん、うまく機能していない家族もあります。そのような家族は、こんなふうには感じないでしょう。また、家族と一緒に時間を過ごさない人もいるでしょうし、家族の中でよい関係を築いていない人もいるでしょう。でも、私は、家族の意味として、こういったことを考えます。そして、家族は、子どもたちが将来のためにさまざまなスキルを身につけるところだと思っています。そして、子どもたちは、親たちを鍛えます。もしきょうだいがいるなら、きょうだいどうしで鍛えあって、たくさんのかを学ぶでしょう。家族は、あなたが生きていく社会のルールや文化を学ぶ場所です。」(2012年のインタビュー)

「私たちが歴史を共有していれば、生活を共

有していれば、生物学的に繋がっているかどうかはどうでもいいのです。結婚を思い出せばいい。私の夫は私と生物学的な繋がりはありません。けれども、私は彼と一緒に家族をつくっています。生物学的な繋がりがなんて関係ありません。もちろん、もし私たちが似ていれば、一緒にいるという気持ちが育まれます。けれども、それは家族であるために不可欠というわけではないのです。(中略)でも、違ったかたちで似ているということはありません。養子は、養親にとっても似ています。見た目は違うけれど、かれらは同じように行為し、同じように話します。(中略)もしあなたが養子を自分たちの家族に受け入れたなら、何が自分たちをつないでいるのか、どうやって家族になっているのか、もう考えなくなるでしょう。そして、家族は生物学的なものでも遺伝子でもなくて、歴史なのだ、共同生活なのだ、と判るようになるでしょう。」(2012年のインタビュー)

4. 考察

一事例ではあるが、Aさんのインタビューからは、解釈行為の産物としての家族(あるいは、家族ライフスタイル)について、興味深いことが示されている。

われわれは、「われわれは家族である」と認識するから家族に「なる」。すなわち、家族とは、主観的なものである。そして、「家族である」という認識(解釈)のためには、それなりのもっともらしさ、リアリティがつねに必要とされる。家族ライフスタイル論によれば、今日、そのリアリティは、家族ライフスタイルを家族成員と共同で選択している、創出しているという事実認識に由来することが示唆されるのであった。

今回のAさんのケースは、そうしたことを

あらためて確認させるものだったと言えるだろう。フィンランド人のAさんと夫が、中国から養子を迎えた。外見からはまったくのあかの他人であることを伺わせるので、事情を知らない外部の人たちは、それぞれの養子をAさんの家族の一員として扱わない。養子であることを知っている近隣の人たちであっても、Aさんの家族は特別だ（つまり、普通ではない）という思いを持っていることもある。また、養子たちも成長するにつれ、そうした周りの反応を見て自己や家族について考えるようになる。そうした状況のもとで、Aさん一家は、「自分たちは家族である」という認識を安定化させるために、家族であるというリアリティの確保についてとくに意識していると推察される。実際、Aさんは、夫と相談・協議しながら国際養子のいる家族をつくったのであるが、それだけでは「われわれは家族である」という認識にとって十分ではないことが示唆されている。つまり、自分たち夫婦のこと、育てる親のいない子どものこと、両方を配慮しながら選んで行動しただけではAさんは、「家族」を実感しない。養子縁組から15年経った今、子どもたちがコミュニケーションを円滑にしている様子を見て、やっとAさんは「私たちは家族をつくることに成功した」と実感するのである。

Aさんは、家族を、共同生活を通して文化を学んだり、生活史を共有したりするところ、と捉える。そうした共同生活を通して、家族内の諸個人は、家族のルールや習慣を共有する。そうして、かれらは、思考や態度、行動において類似点が増えていく。Aさんが、生物学的な繋がりのある息子と養子である娘がふざけあうという普通の光景について語ったように、似た者どうしのコミュニケーションは、よく続くキャッチボールのように相互

性（mutuality）に特徴づけられ、自然で普通なものに感じられる。似ているという事実の認識は、Aさんにとって、家族であることのリアリティとなる。そして、「私たちは全体としての家族をつくりだすことに成功した」というAさんの語りに同えるように、Aさんはこのようなリアリティによって「われわれ家族」を見出す。

このようなことを家族ライフスタイル論のコンテキストで読み解くと、Aさんの場合も、図1を反対の流れで辿ることになる。すなわち、Aさんの場合では、自分たちが共同生活のなかで試行錯誤しながら、家族ライフスタイルの共同選択過程を繰り返し、そしてそれらを積み重ねることによって、共通の生活史や文化を育んできている、ということが強調されている。ここで、共通の生活史や文化とは、「家族成員間の合意に基づいて選択された家族ライフスタイル」にほかならない。そして、その家族ライフスタイルは、互いが似た行動をするといった、図1でいう「アウトプット」から確認され、その確認によって今度は自分たちの「家族ライフスタイルの共同選択過程（合意形成過程）」が確認され、そしてこの家族ライフスタイルを共有する人たちこそ家族である、と認識される。とすれば、Aさんの家族認識にとって重要なのは、やはり「家族ライフスタイルを共同選択（合意形成）している」という認識なのである。

Aさんの事例は、フィンランドの国際養子縁組の家族という点では特殊である。しかし、「核家族」という自明の家族が存在しない今日（第二の近代）においては、Aさんのような家族認識のしかた（すなわち、共同選択やそれがもたらす共通の文化など、共同の証を確認し、その共同がもたらす結果に「家族」を見出すやり方）は、多くの個人に見られるもの

かもしれない。つまり、第二の近代における主観的家族は、家族成員間での「共同」あるいは「合意」を重要としていることが示唆されるのである。

5. おわりに

家族が自由に選択するものになるにつれ、個人は、自由に選択しているということを確証することを通して家族を発見しなければならない。このことは、ベックらのいう「再帰性」の議論に通じていく (Beck & Beck-Gernsheim 2004)。本稿では、その再帰性に関して、人びとがどのような点に家族認識のためのリアリティーを探しているのか、フィンランドの国際養子縁組を行なっている母親のインタビューから考察した。もちろん、一事例だけで結論することはできない。また、フィンランドと日本では、家族に関する文化も異なるので、日本の事例を分析すればまた違った結果になることも考えられる。しかし、今回の A さんの事例から「共同」や「合意」がキーワードになる可能性が示された点は、第二の近代の家族に関する議論にとって大変興味深いと言えるだろう。

※本研究は、科学研究費補助金研究（基盤研究 (B) 海外学術調査：2011—2015 年度）プロジェクト「生物学的関係に拘束されない親子関係についての国際比較研究」（研究代表者：出口顕 島根大学教授）の研究費によって実現した。

【引用文献】

Cheal, D., 2002, *Sociology of Family Life*, Palgrave (野々山久也監訳, 2006, 『家族ライフスタイルの社会学』ミネルヴァ書房).
Cherlin, A. J., 2004, “The Deinstitutionalization

of American Marriage”, *Journal of Marriage and Family*, 66 : 848-861.

Beck, U., 1998, *Democracy without enemies*, translated by Mark Ritter, Blackwell Publishers.

Beck, U. and Beck-Gernsheim, E., 2004, Families in a Runaway World” in (eds.) J. Scott, J. Treas, and M. Richards, *The Blackwell companion to the sociology of families*, Blackwell Publishing, 499-514.

Garfinkel, H., 1967, “Passing and the Managed Achievement of Sex Status in an “intersexed” person part 1”, an abridged version in H. Garfinkel, *Studies in Ethnomethodology*, Prentice-Hall, 116-185. (山田富秋・好井裕明・山崎敬一編訳, 1987, 「アグネス、彼女はいかにして女になり続けたか」, 『エスノメソドロロジー：社会学的思考の解体』セリカ書房, 233-322.)

Gubrium J.F. and Holstein, J.A., 1990, *What Is Family?*, Mayfield Publishing Company. (中河伸俊ほか訳, 1997, 『家族とは何か：その言説と現実』新曜社)

春日井典子・片岡佳美, 2001, 「家族ライフスタイル論的アプローチ」, 野々山久也・清水浩昭編『家族社会学研究シリーズ⑤家族社会学の分析視角：今日的アプローチの課題と展望』ミネルヴァ書房：303-323.

片岡佳美, 2012, 「家族ライフスタイル論における「主体的選択」再考」『同志社社会学研究』16 : 57-70.

Ministry of Social Affairs and Health (Finland), 2010, *The Finnish Board of Inter-country Adoption Affairs: Annual Report 2009*.

(2012 年 12 月 1 日取得, http://www.stm.fi/c/document_library/get_file?folderId=1082856&name=DLFE-13408.pdf)

- 牟田和恵, 2009, 「家族のオルタナティブと新たな生の基盤を求めて: 本書のねらい」牟田和恵編『家族を超える社会学: 新たな生の基盤を求めて』新曜社, i-vi.
- 内閣府, 2004, 『平成16年版少子化社会白書』(2012年12月1日取得, <http://www8.cao.go.jp/shoushi/whitepaper/w-2004/html-h/index.html#top>)
- 野々山久也, 2007, 『現代家族のパラダイム革新: 直系制家族・夫婦制家族から合意制家族へ』東京大学出版会.
- 落合恵美子, 2004, 『21世紀家族へ: 家族の戦後体制の見かた・超えかた [第3版]』有斐閣.
- Parsons, T., 1949, "The Social Structure of the Family", Anshen, R. N. (ed.), *The Family: Its Function and Destiny*, Harper and Row, 173-201.
- Parsons, T. and Bales, R. F., 1956, *Family: Socialization and Interaction Process*, Routledge & K. Paul. (橋爪貞雄ほか訳, 2001, 『家族: 各家族と子どもの社会化』黎明書房)
- Popenoe, D., 1993, "American Family Decline, 1960-1990: A Review and Appraisal", *Journal of Marriage and the Family*, 55 (3), 527-542.
- Save the Children Finland, 2007, *Adoptions*. (2011年7月11日取得, <http://www.pelastakaalapset.fi/en/how-we-work/child-protection-work/adoptions/>)
- Settles, B. H., 1999, "The Future of Families" in (eds.) Sussman, M. B., Steinmetz, S. K. and Paterson, G. W., *Handbook of Marriage and the Family*, Plenum Press, 143-175.
- 高橋睦子, 2001, 「女性労働と子どもの人権の視点からみた家族の変容と福祉国家: フィンランドの事例研究」『総合政策論叢』2, 137-151.
- 上野千鶴子, 2009, 「家族の臨界」牟田和恵編『家族を超える社会学: 新たな生の基盤を求めて』新曜社, 2-26.
- United Nations (Department of Economic and Social Affairs: Population Division), 2009, *Child Adoption: Trends and Policies*, United Nations Publication. (2012年12月1日取得, http://www.un.org/esa/population/publications/adoption2010/child_adoption.pdf).